#### 千葉県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月21日 千葉県条例第30号

[改正] 平成13年7月6日 千葉県条例第33号

〔改正〕平成17年7月22日 千葉県条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第28条第9項の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

- 第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ11 人以内、3人以内及び5人以内とする。
- 2 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(幹事)

- 第3条 防災本部に、幹事60人以内を置く。
- 2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。 (部会)
- 第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名 する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)の一部を次のように改正する。 第36条中「並びに国土利用計画法」を、「、国土利用計画法」に改め、「千葉県土地利 用審査会の組織及び運営」の下に「並びに石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法 律第84号)第28条第8項の規定により設置される千葉県石油コンビナート等防災本部の 組織及び運営」を加え、「及び千葉県土地利用審査会条例(昭和49年千葉県条例第54号)」 「千葉県土地利用審査会条例(昭和49年千葉県条例第54号)及び千葉県石油コンビナー ト等防災本部条例(昭和51年千葉県条例第30号)」に定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。(平成13年7月6日条例第33号)
- この条例は、公布の日から施行する。(平成17年7月22日条例第57号)

# 千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年千葉県条例第30号)第5条の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 防災本部員会議は、本部長が招集し、議長となる。
- 2 本部員は、本部員会議の開催の必要があると認めたときは、本部長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

- 第3条 防災本部の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、本部長に おいて処理することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により処理したときは、次の本部員会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

- 第4条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、部会を招集するときはあらかじめ本部長にこれを通知しなければならない。
- 3 部会長は、部会の経過及び結果を本部員会議に報告しなければならない。
- 4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。 (幹事会)
- 第5条 防災本部に幹事会を置く。
- 2 本部長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(委任)

第6条 前2条に定めるもののほか、部会及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、 部会長及び幹事会長がそれぞれ、部会及び幹事会に諮って定める。 (事務局)

第7条 防災本部の事務局は、県防災危機管理監消防課に置き、防災本部の事務を処理する。

(事務局員)

- 第7条の2 防災本部の事務局員を次のとおり区分する。
  - 一 事務局長
  - 二次長
  - 三 事務局職員
- 2 防災本部事務局長は、県副防災危機管理監の職にある者をもって充て、次長は、県防災 危機管理監防災危機管理課長及び同消防課長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部事務局職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

附 則

- この規則は、昭和51年12月9日から施行する。
- この規則は、昭和56年7月17日から施行する。
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

# 千葉県石油コンビナート等防災本部の権限に 属する事項のうち本部長において処理できる事項

昭和54年2月6日

本部員会議審議決定

千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則第3条の規定により、次の事項は本部長において処理することができる。

- 1 千葉県石油コンビナート等防災計画の軽易な修正を行うこと(石油コンビナート等災害 防止法(以下「法」という。)第31条)。
- 2 軽微な災害が発生した場合において、次の事項を実施すること(法第27条)。
  - (1) 防災に関する情報の収集伝達。
  - (2) 関係機関等が千葉県石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及 び災害復旧

に関する連絡調整及び協力要請。

- (3) 現地防災本部及び現地連絡班に対し行う、災害応急対策の実施に関する必要な指示。
- 3 防災に関する調査研究及び広報を行うこと(法第27条)。
- 4 その他軽易な事項を行うこと。

### 石油コンビナート等災害防止法(抜粋)

(昭和五十年十二月十七日法律第八十四号)

(防災本部の組織)

- 第二十八条 防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。
- 2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 本部長は、防災本部の事務を総括する。
- 4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する 部隊若しくは機関の長
  - 三 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - 四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所 在する市町村の市町村長
- 六 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規定する市町村を除く。)のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長
  - 七 前二号に規定する市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
- 八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者
  - 九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者
- 6 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。
- 7 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。

## 千葉県石油コンビナート防災アセスメント検討部会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県が委託して実施する千葉県石油コンビナート防災アセスメント事業 (以下「防災アセスメント」という。)において、防災アセスメントを行う際の調査 範囲の検討やアセスメント実施方法に関する指導助言及びアセスメント実施結果に 対する考察を専門的見地から行うため、千葉県石油コンビナート等防災本部条例 (昭和 51 年条例第 30 号)第4条第1項の規定により、千葉県石油コンビナート 防災アセスメント検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 部会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。 (所掌事務)

- 第3条 部会は、千葉県石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という。)の 修正に係る基礎資料を得るために実施する防災アセスメントにおいて、専門的見地 から調査範囲の検討や実施方法に関する指導助言及び実施結果に対する考察を行う。
- 2 部会は、東日本大震災による被害や初動体制等の防災上の課題について検討を行い、防災計画修正(案)を取りまとめる。

(会 議)

- 第4条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 2 部会に所属する委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知する ものとする。

(議事)

- 第5条 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第6条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(結果報告)

第7条 部会長は、部会の経過及び結果を千葉県石油コンビナート等防災本部本部員 会議に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 部会の庶務は、県防災危機管理監消防課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が その都度定める。

#### 附則

- この要綱は、平成21年9月17日から施行する。
- この要綱は、平成22年11月16日から施行し、防災アセスメント実施結果に伴う防災計画の修正をもって、その効力を失う。
- この要綱は、平成23年7月5日から施行し、東日本大震災に係る課題の検討に伴う防災計画の修正をもって、その効力を失う。

# 別表

|        |   | 氏   | 名  |         | 役 職 名                            |
|--------|---|-----|----|---------|----------------------------------|
| 専門員    | 須 | Ш   | 修  | 身       | 諏訪東京理科大学 システム工学部機械システム工学科 教授     |
| 専門員    | Щ | 崎   | 文  | 雄       | 千葉大学大学院 工学研究科 教授                 |
| 専門員    | 大 | 谷   | 英  | 雄       | 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授             |
| 専門員    | 座 | 間   | 信  | 作       | 総務省消防庁消防大学校 消防研究センター 火災災害調査部長    |
| 専門員    | Щ | 本   | 正  | 己       | 元 石油連盟技術環境安全部 保安防災アドバイザー         |
| 専門員    | 平 | 野   | 亜衤 | <b></b> | 財団法人消防科学総合センター 研究開発部 調査研究第1課 研究員 |
| 専門員    | 関 | JII | 吉  | 明       | 富士石油株式会社専務取締役袖ケ浦製油所長             |
| 本部員    | Л | 名   | 正  | 則       | 市原市消防局長                          |
| 部会長本部員 | 岩 | 舘   | 和  | 彦       | 千葉県防災危機管理監                       |
| 専門員    | 石 | 井   | 清  | 孝       | 千葉県副防災危機管理監                      |
| 専門員    | Щ | 田   |    | 伸       | 千葉県商工労働部保安課長                     |
| 専門員    | 安 | 西   |    | 隆       | 千葉県防災危機管理監消防課長                   |